

斑点米カメムシ類臨時特例対策の要件に係る本県の考え方について

農林水産省において、米の需給及び価格の安定を図るため、主食用米を対象に臨時のかつ特例的に斑点米カメムシ類に対する追加防除を支援する事業を創設し、事業の対象者や交付要件等が示されました。

農林水産省が示す要件については、都道府県ごとに詳細を決める必要があることから、本県の考え方を下記のとおり整理しました。

記

【要件】 8月18日時点における国の説明に基づくもの

国が示した要件	本県の考え方
①斑点米カメムシ類の注意報が発出されている都道府県	令和7年7月10日に注意報を発出しているため、該当する
②都道府県が推奨する回数の防除を行ったほ場に限る	県が推奨する防除回数は2回。3回目の防除を実施するほ場を対象とする
③都道府県が追加防除に関する指導を行った地区に限る	県が発表した注意報において「2回防除を実施したほ場でも、斑点米カメムシ類の発生が確認された場合は追加防除を実施する」と指導しているため、本県の全地区を対象とする
④推奨防除後に都道府県等の防除水準を超える斑点米カメムシ類の生息が確認されたほ場に限る	当該地域のうち、1割以上のほ場（例. 20ha(概ね100筆)なら、10筆のほ場）で、ほ場当たり1頭以上の斑点米カメムシ類が確認された地域を対象とする
⑤1集落もしくは概ね20ha以上のまとまった面積への一斉防除	左記のとおり
⑥収穫後に次期作に向けて斑点米カメムシ類低減のため、残渣のすきこみや畦畔の草刈り等の管理に取り組むこと	左記のとおり

※ 1頭以上の斑点米カメムシ類の発生は、県の指導機関である地域の普及センター等の調査により確認する。

※ 申請等は国の通知後に行うことになるため、作業日誌、追加防除を行ったことが分かる書類（農薬の購入記録、在庫管理表、防除委託を行った場合は領収書）等を残しておくこと。

※ 防除作業に当たっては、農薬の使用時期や総使用回数等の登録内容を遵守すること。また、隣接ほ場へのドリフトに注意すること。